

経済産業省

20210119貿局第5号
輸出注意事項2021第11号

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和3年1月22日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和3年1月27日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後			現 行		
(略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語			(略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語		
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
1～5	(略)	(略)	1～5	(略)	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
	超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が <u>850メガパスカル</u> を超えるものをいう。		超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が <u>800メガパスカル</u> を超えるものをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7～16	(略)	(略)	7～16	(略)	(略)
別紙1－2～3 (略) 別紙4 (略) 第1 (略)			別紙1－2～3 (略) 別紙4 (略) 第1 (略)		

第2 (略)

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1) 申請者氏名又は名称及び代表者の氏名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名する。

代表者以外の者が記名する場合は、別に委任状を添付すること

。

(2)～(5) (略)

参考様式1～4 (略)

第2 (略)

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1) 申請者記名押印又は署名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。

代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状を添付すること。

(2)～(5) (略)

参考様式1～4 (略)